

## 金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

〇〇銀行 御中

株式会社地域経済活性化支援機構  
代表取締役 〇 〇 〇 〇

第1条 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「乙」という。)は、〇〇銀行(以下「甲」という。)から、下記要項により金員を借り受け、これを受領した。

### 記

- 金 額 総額金 000,000,000 円
- 使 途 株式会社地域経済活性化支援機構の業務に必要な資金の財源に充てるため(根拠法令は、株式会社地域経済活性化支援機構法第43条第1項)。
- 期 限 令和 年 月 日
- 償還方法 期限に一括償還する。  
また、本契約証書にかかる債権について償還を受けようとする者は、償還を受けるための振込口座等必要な情報を償還期限の5営業日前の日までに乙に届け出るものとする。
- 利 率 年 %
- 利払期日 令和 年 月 日
- 利払方法 償還時を期限に、借入日の翌日から償還日までの分を後払いする。  
(ただし、1年を365日として日割計算とする。)
- 損 害 金 債務不履行の場合には、乙は弁済すべき金額に対し、年3%の割合にあたる損害金(ただし、1年を365日として日割計算とする。)を支払う。

第2条 この契約に基づき乙が負担する債務の元金および利息の支払は、株式会社地域経済活性化支援機構法第44条及び令和〇年度一般会計予算予算総則第〇〇条の規定に基づき、日本国政府により保証される。

第3条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担するものとする。

第4条 この契約を証するため、証書1通を作成し乙は甲に交付し、甲はこれを保有する。

第5条 本契約証書にかかる債権の譲渡又は質入れは、借入日から償還期限の5営業日前の日までに行うものとする。(なお、事務処理の都合上、譲渡又は質入れする場合には、予め譲渡又は質入れを行う日及び相手方を乙までご連絡願いたい。)  
また、本契約証書にかかる債権を譲渡又は質入れする場合には、遅滞なく、乙に対し承諾の申請又は通知を行うものとする。

第6条 この契約に定められた事項について、変更の必要もしくは疑義が生じた場合又はこの契約により難い事由が生じた場合は、その都度甲及び乙は、これに関し協議して定める。

以 上

日本国政府は、この契約に基づき乙が負担する債務の元金及び利息の支払につき、これを保証する。

令和 年 月 日

財 務 大 臣 〇 〇 〇 〇